

# 就労継続支援（B型）サービス重要事項説明書

## 世田谷区立岡本福祉作業ホーム玉堤分場

＜平成26年4月1日現在＞

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結（または利用申請）を希望される方に対して厚生労働省令に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約（または申請）上ご注意いただきたいことを説明するものです。

ただし、関係法令等の改廃・新法の制定・施行等が行われた場合には、それに従うものとします。

### 1. サービスを提供する事業者及び指定管理者

事業者	名称	世田谷区
	所在地	東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
	代表者	世田谷区長 保坂展人
	電話番号	03(5432)2417～2422 障害福祉担当部障害者地域生活課
指定管理者	名称	社会福祉法人 泉会
	所在地	東京都世田谷区岡本2丁目33番23号
	電話番号	03(3417)3415
	代表者	理事長 佐分利 正彦
	設立年月	昭和 32年 11月

### 2. 施設の概要

名称	世田谷区立岡本福祉作業ホーム玉堤分場
事業の種類	就労継続支援B型
根拠法令	障害者総合支援法、同施行規則 世田谷区立障害者福祉施設条例、同施行規則 等
サービス提供曜日	月曜日から金曜日 (国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日及び同月3日、12月29日から同月31日は除く)
サービス提供時間	午前9時から午後4時まで
事業者番号	1311200107 平成 20年 4月1日 19福保障計第740号
目的	利用者が自立した日常生活または社会生活が営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の便宜を適切且つ効果的に行います。

所在地	東京都世田谷区玉堤2丁目3番1号
連絡先	03 (5707) 9431 Fax 03 (5707) 9433
管理者（施設長）	鈴木 弘士
サービス管理責任者	鈴木 弘士
主たる対象者	身体障害者
施設開設年月	平成4年4月
定員	13人
通所者数	12人
施設の運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細かな就労移行支援のサービスの提供をします。
自己評価の実施状況	平成23年度実施
第三者評価の実施状況	平成16、17、21、24年度受審
職員への研修の実施状況	研修要綱及び研修計画に基づき実施します。

### 3. 施設の職員体制（分場のみ）

職 種	常勤 (人)	非常勤(人)	合計員数 (常勤換算)	資 格 等
管理者（施設長）	1		0.21	介護支援専門員・厚労省施設長認定
サービス管理責任者（管理者兼務）	1		0.21	サービス管理責任者研修
職業指導員	1		1	社会福祉士
生活支援員	1	2	2.35	社会福祉主事 介護支援専門員等
医師		2	0.05	医師免許
看護師		1	0.21	正看護師免許
栄養士		1	0.42	栄養士免許
調理員				（業務委託）
事務員	1		0.7	

- 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び同施行規則に定める基準を遵守し指定障害者福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置します。

#### 4. 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制
管理者（施設長）	常勤職員の勤務時間帯（8：30～17：30）で勤務、土日 休日を除く。
サービス管理責任 者	同 上
生活支援員	常勤職員の勤務時間帯（8：30～17：30）で勤務、土日 休日を除く。
職業指導員	同 上
就労支援員	同 上
医師	リハ科月1回診察。内科年4回診察。（嘱託）
看護師	月8日（9：30～16：30）勤務
栄養士	月16日（9：30～16：30）勤務
調理員	（業務委託）
事務員	常勤職員の勤務時間帯（8：30～17：30）で勤務、土日 休日を除く。

#### 5. 建物・設備等の概要

建物	構造	鉄筋コンクリート造	3階建（地下1階）
	敷地面積	（複合施設）m <sup>2</sup>	
	延床面積	500.42	m <sup>2</sup>

設備の種類	室数	備 考
食堂	1	
作業室	2	第1、第2作業室
医務室	1	
相談室	1	
多目的室	1	
その他	1	男女別トイレ、身障者用トイレ、シャワー室、男女別更 衣室等を設置。

## 6. サービスの内容

### ①サービス種類及び内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や、利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
生産活動	利用者の障害の特性を踏まえ実施します。 （作業内容）自主生産品 利用者の作業能力等に応じた作業時間を設定します。 月・火・水・木・金曜日 9:40～10:40、10:55～12:00、13:00～14:00、14:15～15:15 金曜日にクラブ活動のある日 9:40～10:40、10:55～12:00
工賃の支払	事業収入から事業に必要な経費を控除した額を、工賃として支払います。 年度ごとに工賃の目標水準を設定し、目標水準及び支払われた工賃の平均額を通知します。
食事サービス	（食事時間）昼食 12:00～13:00 利用者の身体状況や嗜好に配慮した、手作りの食事を提供します。 適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行います。
健康管理	利用者の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講じます。 ・毎月1回、医務室にて問診や健康相談サービスを受けることができます。 ・健康診断は、年1回行います。
訓練	利用者の心身所状況に応じ、自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行います。
家庭訪問支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は、居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として合意の上で支援を行います。
実習の実施	指定就労継続支援B型に係る個別支援計画（以下「就労継続支援B型計画」といいます。）に基づいて、利用者の就労に対する意向及び適正を踏まえ、関係機関と連携し、実習の受入先の確保に努めます。
求職活動の支援等の実施	就労継続支援B型計画に基づき、公共職業安定所での求職の登録、その他、利用者が行う求職活動が円滑に行えるよう支援します。 障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、利用者の就労に対する意向及び適正に応じた求人の開拓に努めます。

職場への定着のための支援の実施	障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6ヶ月以上、職業生活における相談等の支援を継続します。
-----------------	--

## ②地域との連携

地域住民との交流	地域の活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めます。（町会、近隣商店街、BOP、児童館、保育園等）
ボランティア団体との交流	地域の活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めます。（町会、近隣商店街、BOP、児童館、保育園等）
実習生の受け入れ	現場実習、介護等体験、施設体験、見学など積極的に受け入れています。

## ③衛生管理等

利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じます。

## ④社会生活支援・余暇活動等支援

クラブ活動	書道、押し花、フィットネスその他
外出支援	グループ外出 年3回以上（散歩、買い物、見学など）
スポーツ活動	ストレッチ体操、運動指導等を実施しています。
行事	一泊旅行、地域交流、納涼祭等行います。

## ⑤家庭との交流

会報の発行	施設だより（年12回発行）、機関紙いずみ（年4回発行）
保護者会の開催	事業計画・報告説明会、上期事業報告会、それぞれの会に懇談会を設けて、年2回行います。
個人面談の実施	利用者・家族面談週間を年3回実施します。その他に希望された時、随時行います。

## ⑥障害福祉サービスの支給申請の援助

障害福祉サービスの支給決定期間終了後も継続して支援を受けることができるよう、再度支給決定を受けるための申請を行う際に、必要な援助をします。

## ⑦就労継続支援B型計画

(1) 事業者は、効果的かつ適切なサービスを行うため、利用者の意向を把握し、サービスの目標及びその達成時期、サービス内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ就労継続支援B型計画を、本契約締結の日から30日以内に作

成します。

- (2) 就労継続支援B型計画は、6箇月に1度改定するほか、必要に応じて見直すこととします。
- (3) 就労継続支援B型計画の作成及び変更に際しては、その内容を利用者に説明し、文書により同意を得ます。

## 7. 費用

### ①サービス利用料

訓練等給付費対象額（就労継続B型）の10分の1に相当する額となります。ただし、厚生労働大臣が定める軽減措置等の適用がある場合は、その適用後の額となります。

### ②食費

施設では、利用者の健康を考慮した給食を提供しています。1食500円（ただし、所得区分が一般所得以外※の場合は230円）です。欠席などで昼食が不要の場合は、利用予定日の1営業日前までにお申し出ください。食さない時も、申し出が無い場合は、食材料費相当分として1食378円（ただし、所得区分が一般所得以外の場合は230円）を負担していただきます。

※ 障害者総合支援法施行令（平成18年政令第10号）第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者

### ③支払い方法

利用者は事業者から請求された額を、事業者の指定する方法に従ってお支払いください。月途中で入所または退所した場合は、利用日数に基づき計算した額となります。

### ④その他

個人的に係る費用、クラブ活動に係る費用、その他実費については利用者の負担となります。

## 8. 利用・辞退等

### ①利用

- (1) 就労継続支援B型の障害福祉サービスについて訓練等給付費支給決定を受けた方で、当施設の利用を希望される方は、当施設のサービス提供に係る重要事項についてご説明します。
- (2) 利用される場合は「世田谷区立障害者福祉施設利用申請書」を提出していただくと共に、契約を締結していただきます。利用の承認期間、及び契約の有効期間は訓練等給付支給決定期間と同じです。ただし、介護給付支給決定期間終了日30日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、かつ利用者の訓練等給付支給決定期間終了後にあらためて支給決定された場合、利用の承認期間及び契約の有効期間は更新されたものとします。
- (3) 利用に際しては、適切なサービスを提供するために、心身の状況、病歴等を健康診断書等で把握させていただきます。

### ②利用承認の終了

- (1) 利用者が利用の終了を希望される場合、当施設に対し7日前までに「世田谷区立障害者福祉施設利用辞退・終了届」を提出していただくことにより、当施設の利用を終了することができます。
- (2) 当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は文書で通知することにより直ちに施設の利用を解除することができます。
- (3) 利用者がサービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにもかかわらずお支払いいただけない場合、または利用者が当施設や当施設の職員に対して施設の利用を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、施設の利用承認を解除し、強制終了させていただくことがあります。この場合、施設の利用承認を解除する日の30日前までに文書で通知します。
- (4) 長期に欠席をする等、通所することが難しいとみなされる場合には、施設の利用承認の解除について調整させていただきます。
- (5) やむを得ない事情により当施設を閉鎖または縮小する場合、施設の利用承認を解除し、強制終了していただく場合があります。この場合、施設の利用承認を解除する日の30日前までに文書で通知します。

### ③契約の解除

- (1) 利用者は、事業者に対して（7日間の予告期間をおいて）文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
- (2) (1)にかかわらず、次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。
  - ア 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
  - イ 事業者が守秘義務に反した場合
  - ウ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
- (3) 次の事由に該当した場合は、事業者は、利用者に対して、30日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解除することができます。
  - ア 利用者のサービス利用料金の支払いが正当な理由なく3箇月以上遅延し、料金の支払いについて催告したにもかかわらず、定められた期間内に支払われない場合
  - イ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
  - ウ 利用者が、事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続しがたいほどの重大な背信行為を行った場合
  - エ やむを得ない事情により施設を廃止または縮小する場合
- (4) 利用者の支給決定が取り消された場合又は支給申請を行った結果、不支給となった場合は、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。なお、経過措置期間中の7. 費用の取り扱いについては、別途協議の上、決定します。
- (5) 次の場合は、連絡がなくとも施設の利用承認は自動的に終了します。
  - ア 利用者が亡くなった場合

- イ 利用者が他の施設等に入所した場合
- ウ 業者が、就労継続支援B型事業所としての指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合

## 9. 当施設ご利用に際し留意いただきたい事項

施設内の利用	施設内の設備等のご利用に際し、利用者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他の利用者に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。
宗教活動等	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する布教活動等をご遠慮ください。
貴重品の管理	利用者の責任において管理していただきます。その際は、支援員が援助します。
禁煙	活動時間中は禁煙です。全館禁煙です。
約束事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の利用者や施設に迷惑をかけた場合、施設の利用をご遠慮いただくことがあります。</li> <li>・法定伝染病に感染の疑いがある場合、施設よりお休みをお願いすることがあります。</li> <li>・施設の設備上、安全に活動していただくため、独歩で階段昇降ができない方は利用できません。</li> <li>・欠席される場合は、必ず連絡を入れてください。</li> </ul>

## 10. 緊急時の対応方法

利用者のけが等があった場合は、協力医療機関または利用者の指定する医療機関に連絡する等必要な処置を講ずるほか、下記のご家族等へ速やかにご連絡します。

### 【緊急連絡先】

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

## 11. 協力医療機関 (囑託医)

当施設が定めている協力医療機関は次のとおりです。

医療機関名	藤田医院
所在地	東京都世田谷区玉川田園調布1-8-1
電話番号	03(3721)0611
診察科目	内科・小児科・婦人科

## 12. 非常災害時の対応



非常時の対応	別途定める「消防計画」により対応します。
防火管理責任者	越川 則行
避難訓練	利用者も参加の上、年4回実施します。
防災設備	熱感知器 煙感知器 ガス漏れ報知器 2号消火栓 消火器 火災報知器 誘導灯 非常時発電機等 法令で規定された設備

### 13. この契約に関する苦情・相談窓口

#### 【当施設ご利用相談・苦情窓口】

担当者	上原 絹代
電話番号	03 (5707) 9431
受付時間	8時30分～17時30分（土日・休日を除く）

#### 【当施設ご利用相談・苦情窓口】

担当者	施設長 鈴木 弘士
電話番号	03 (5707) 9431
受付時間	8時30分～17時30分（土日・休日を除く）

#### 【当施設以外の苦情・相談窓口、及び虐待に関する相談、通報、届出窓口】

担当部署	世田谷区 各総合支所保健福祉課
連絡先	世田谷総合支所保健福祉課障害支援担当 電話 03 (5432) 2865 / FAX 03 (5432) 3049 北沢総合支所保健福祉課障害支援担当 電話 03 (3323) 1734 / FAX 03 (3323) 9925 玉川総合支所保健福祉課障害支援担当 電話 03 (3702) 2092 / FAX 03 (5707) 2661 砧総合支所保健福祉課障害支援担当 電話 03 (3482) 8198 / FAX 03 (3482) 1796 烏山総合支所保健福祉課障害支援担当 電話 03 (3326) 6115 / FAX 03 (3326) 6154
受付時間	月～金曜 8時30分～午後5時（祝日、年末年始を除く）

#### 【世田谷区障害者夜間・休日虐待通報ダイヤル】

電話番号	03 (5432) 1033
受付時間等	土・日曜、祝日、年末年始(終日)、夜間(午後5時～翌朝午前8時30分)

**【世田谷区 保健福祉サービス苦情審査会】**

電話番号	03（5432）2605
受付時間	8時30分～17時15分（土日・休日を除く）

また、東京都社会福祉協議会に設置された「福祉サービス運営適正化委員会」においても区市町村や都と連携しながら苦情対応を行います。

**【東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会事務局】**

電話番号	03（5283）7020
受付時間	月～金曜日 9～17時

平成 年 月 日

就労継続支援B型事業所入所にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

《指定管理者》

(法人名称) 社会福祉法人 泉会  
(法人所在地) 東京都世田谷区岡本2丁目33番23号  
(施設所在地) 東京都世田谷区玉堤2丁目3番1号ポヌール玉堤B1  
(施設名称) 世田谷区立岡本福祉作業ホーム玉堤分場

(説明者) 職名 支援課長  
氏名 上原 絹代 (印)

私は本書面により、これから入所する就労継続支援B型事業所の重要な事項について、指定管理者から説明を受け、了承しました。

《利用者》

(住所)  
(氏名) (印)

(代理人または立会人)

(住所)  
(氏名) (印)